

富 監 第 6 5 号

平成27年2月26日

富岡市長 岩井 賢太郎 様

富岡市議会議長 佐々木 功 様

富岡市監査委員 清水 繁雄

同 市川 廣計

公の施設に係る指定管理者の監査結果報告（公表）について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告（公表）します。

公の施設に係る指定管理者の監査結果報告

第1 監査の目的

公の施設に係る指定管理者制度は、民間の能力及びノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上とともに行政コストの削減等を図ることを目的に導入されたものである。

今年度は、指定管理者による管理が実施されている11施設のうち1施設を抽出して、施設の設置目的に沿った適正かつ効率的な管理運営がなされているかの監査を実施した。

第2 監査の対象

平成25年度における公の施設に係る指定管理者の出納並びにその他の事務の執行状況

◎甘楽富岡農業協同組合（所管課：総務部市民課）
（施設名：富岡市斎場「かぶら聖苑」）

第3 監査の期日

平成27年1月9日から同年2月9日まで

第4 監査の方法

公の施設の管理に関する監査資料と補完資料の提出を求め、提示された資料に基づき、所管課職員及び団体関係者から内容を聴取するなどの方法により監査を実施した。

第5 監査の着眼点

【所管課】

- ・指定管理者の指定のための条例等は整備されているか。
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・指定管理者が使用している施設の使用料などについて協定しているか。
- ・事業報告書等の点検を適切に行っているか。また、施設の管理状況の把握、必要な指示を適正に行っているか。

【指定管理者】

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- ・会計諸帳簿、証拠書類等は整備されているか。
- ・利用料金等の収納、現金の管理は適正に処理されているか。
- ・会計処理上の責任体制が確立し、チェック機能が働いているか。
- ・施設の安全及び衛生管理は良好か。

第6 監査の結果

関係法令等の定めるところにより、おおむね適正に管理運営がなされているものと認められた。

指導事項は、以下のとおりである。

◎業務計画書は基本協定書のとおり作成していただきたい。

◎指定管理者制度の趣旨は、民間ノウハウの活用による住民サービスの向上と効率的な施設管理等であると考えられる。このことを実現するために、市と指定管理者の双方で管理運営業務の協定書や仕様書を交わしているということを基本におき、担当課においては、施設の設置者としての責任を認識し、管理運営の状況を把握するとともに、必要に応じて指定管理者への適切な指導を行なっていただきたい。